最終更新日：2019年5月24日
株式会社ダスキン
代表取締役 社長執行役員 山村 輝治
問合せ先：経営企画部IR室 TEL06-6821-5071
証券コード：4665
https://www.duskin.co.jp/corp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、様々なステークホルダーの期待に応え、中長期的な企業価値の向上を図りつつ持続的な成長を果たす企業となるために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題と捉えております。経営環境の変化に迅速且つ的確に対応できる経営体制を確立すると共に、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、体制や組織、システムを整備してまいります。すべての企業活動の基本にコンプライアンスを据え、企業価値の永続的な向上を目指してまいります。

※すべての原則について、2018年６月に改訂されたコードに基づき記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則については、すべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】
(1)政策保有株式に関する方針
当社は、政策保有株式については、保有する合理性があると認める場合に限り、適切な数の株式を保有することとしており、合理性が認められない銘柄については適宜、当該企業との対話等を経て、縮減又は売却する方針としております。

(2)政策保有株式の保有に係る検証
当社は、年1回、すべての政策保有株式について、個別銘柄毎に業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性及び当社の資本コストや発行会社の株価動向等を勘案し、保有の適否を取締役会で検証いたします。2018年６月の当社取締役会において、検証の結果、25銘柄を保有継続することといたしました。

(3)議決権行使について
当社は、議決権の行使に当たっては、その議案の内容を精査し当該企業のコーポレート・ガバナンス強化や株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使することとしております。株主価値の観点から疑問のある議案については、必要に応じて当該企業と対話した上で、議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
取締役会において、当該議事につき特別の利害関係を有する取締役は、その決議に参加することができないこと及び当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、取締役会での決議を要することとしております。加えて、当該取引を実施した場合には、重要な事実を取締役会に報告することを「取締役会規程」に定めております。関連当事者間の取引の有無について、当社役員及び主要子会社役員全員に対して、年度毎に「関連当事者取引確認書」の提出を義務付け、確認すると共に、有価証券報告書において開示しております。
また、購買・物流等における取引先については、法令遵守と共に、公正な基準と適正な手続きに則り、取引を行うことを「購買・物流管理規程」に定め、且つ取引先の選定等については、「稟議規程」に基づく所定の決裁手続きを経ており、取引先が主要株主等である場合にも、同様の考え方で取引を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は当社及び一部の国内子会社の企業年金基金の積立金の運用を行っております。
企業年金基金の責任者には、適切な資質をもった人材配置を行うと共に、当該責任者に対して継続的な教育機会の提供を行うことにより資質の向上を図っております。また、企業年金基金理事長、常務理事及び運用執行理事並びに人事部を担当する執行役員、労働組合・人事部・経営企画部・経理部の各代表者等で構成される資産運用会議を設置し、年金資産の運用方針に対する助言・提案及び運用状況のモニタリングを行う仕組みを構築し、取締役会にも運用・活動等の報告を行っております。スチュワードシップ活動への取り組みについては、運用執行理事が運用委託先のスチュワードシップ・コードの受入状況を把握しその状況について四半期毎に定例報告を受け、資産運用会議において報告をしております。

【原則3-1 情報開示の充実 】
(ⅰ)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社には創業来の確固たる、経営理念があり、当社は、利益追求のみならず、世の中の人に喜ばれる「喜びのタネまき」を実践し、地域の人々と喜びを分かち合い、物も心も豊かな暮らしに貢献することで、継続的な企業価値向上を目指しております。その実現に向けての取り組み、成すべきことを明確にするために、長期戦略並びに3年毎に中期経営方針を策定し当社ウェブサイトに開示しております。

・長期戦略「ONE DUSKIN」及び「中期経営方針2018」： https://www.duskin.co.jp/ir/news/2018/pdf/20180308.pdf

(ⅱ)コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告「Ⅰ.1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(ⅲ)取締役会が経営陣幹部･取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
経営陣幹部･取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告「Ⅱ.1. 取締役報酬関係　報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(ⅳ)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役･監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
イ. 経営陣幹部の選解任について
当社は、「取締役評価･選任制度」を導入しております。社長執行役員は、現任の執行役員が担当する部門の目標達成度等の評価を行うと共に、現任の執行役員から次期執行役員候補の推薦を求め、推薦のあった者の中から、当社グループの中長期的な成長戦略の着実な推進力となり、組織の活性化に好影響を与える人物を次期執行役員候補に決定し取締役会に諮ります。取締役会は、諮問機関である取締役評価検討会に意見を求める等、議論を尽くして候補者を選任いたします。
解任については、経営理念、「ダスキン行動基準」に反する行為及び職務懈怠が発覚した場合、健康上の支障により職務継続が困難と判断される場合等に、取締役会で検討の上、決定することとしております。

ロ. 取締役候補について
当社は、取締役に相応しい人格、識見、倫理観を備え、その職務の遂行に当たり健康上の支障がないという基本的条件に合致する者から取締役候補者を決定することとしております。
取締役（社外取締役を除く）候補者については、代表取締役が現任の取締役に候補者の推薦を求め、代表取締役は、推薦のあった者について、取締役としての資質及び経営理念の実践度等の評価を行い取締役会に諮ります。取締役会は、諮問機関である取締役評価検討会に意見を求める等、議論を尽くして候補者を選任いたします。
社外取締役候補者については、当社グループと特別の利害関係がなく、独立性を保つことができ、また、取締役会の監督･助言機能の実現のために不可欠なビジネスキャリアや専門的知見を有する人物であって、且つ当社が経営の透明性、健全性、手続きの公正性を保持する上で多面的な視点から有益な助言を求め得る人材を取締役会が選任いたします。

ハ. 監査役候補について
監査役候補者は、当社の監査役に相応しい人格、識見、倫理観を備え、その職務の遂行に当たり健康上の支障がないという基本的条件に合致する者から決定しております。監査役の職務が取締役の職務執行を適切に監査（業務監査（適法性監査）及び会計監査）し、良質な企業統治体制を構築することとされることから、社内監査役候補者は、業務執行者からの独立性が確保され、誠実な職務の遂行に必要な知識と能力を備え、当社事業に関する深い見識と企業経営に関する客観的･中立的な判断力を有する人物を選抜し、社外役員会議の助言を参考にして、監査役会の同意を得た後、取締役会での審議を経て決定いたします。なお、監査役には財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者を1名以上選定することとしております。
社外監査役候補者は、当社グループと特別の利害関係がなく、独立性を保つことができ、また、取締役会の監督･助言機能の実現のために当社が必要とする法律、会計、内部統制、組織再編等の分野で豊富な経験と高い知見を有する人物について、監査役会の同意を得た後、取締役会での審議を経て決定しております。

(ⅴ)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役･監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任･指名について
経営陣幹部個々の選解任理由等については、必要に応じて証券取引所の適時開示システムにて開示することといたします。取締役及び監査役候補者の略歴及び選任理由、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の略歴及び選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1. 1 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】
当社は、取締役会に付議すべき事項を、経営に対する影響の重要度に応じて「取締役会規程」に専決事項と稟議手続きによる事項に区別して規定しております。専決事項は、株主総会に関する事項、株式及び社債に関する事項、役員に関する事項、決算に関する事項、その他会社の重要な財産処分に関する事項とし、稟議手続きによる事項は、「稟議規程」に付議すべき事項を定めております。取締役会がその職務に専念できるよう、権限委譲、「稟議規程」の改定を随時実施しており、2018年度からは「執行役員制度」を導入する等、大幅な権限委譲を進めました。「執行役員規程」を定め、執行役員に対して各事業及び各コーポレート部門の業務執行権限を委譲し、取締役会は、毎月開催される執行役員会議での決議事項を社外取締役･社外監査役に報告させることとしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の独立性判断基準及び資質は、本報告「Ⅱ.1. 独立役員関係」に記載のとおりです。

【補充原則4-11. 1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針･手続きの開示】
取締役会は、当社経営理念の実践、適切な経営戦略の立案、担当事業運営並びに当社を取り巻く事業環境及びこれに対する当社の強み･課題に対する理解、取締役相互の推薦を勘案し取締役候補者を指名しております。
社外取締役の選任に当たっては、独立性はもとより経営戦略等、多様な経験と知識を有していることに加え、女性を積極的に選任することにより多様性に配慮しております。
なお詳細は、本報告「原則3-1」に記載のとおりです。

【補充原則4-11. 2 取締役･監査役の役割･責務を適切に果たすための時間･労力の振り向け、兼任状況の開示】
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況及び取締役会･監査役会への出席率は、株主招集通知及び本報告等を通じ開示しております。なお、常勤取締役及び常勤監査役が他社の役員を兼任する場合は当社の関係会社に限定しており、当社の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-11. 3 取締役会による取締役会の実効性に関する分析･評価、結果の概要の開示】
当社は、取締役会の実効性向上を目的に、毎期その実効性の分析･評価を行っております。2018年度につきまして2018年4月から2018年12月に開催した15回の取締役会を対象に全取締役及び全監査役に対するアンケート方式の自己評価を実施し、第三者機関による集計を経て、それを基に、取締役会の委任を受けた社外役員会議が多角的視点から分析･評価を行い、取締役会に提言（2019年3月28日付）を行いました。それを受けて取締役会は、更なる実効性向上に向けた討議を行い、その結果を「取締役会の実効性に関する評価結果概要についてのお知らせ」としてまとめ2019年4月25日付で開示いたしました。

【補充原則4-14. 2 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
当社では、新任取締役向けに、必要な知識の習得と役割・責任の理解の機会として、新任取締役外部セミナーを受講させることとしております。就任後には、取締役・監査役の全員を対象として有識者による会社法や法令遵守、コンプライアンス、インサイダー取引防止等に関する研修会を毎年行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、当社経営への信頼と適正な評価を得ること及び持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的に、ＩＲ・ＳＲ活動に積極的に取り組むことを基本方針としており、ＩＲ・ＳＲを担当する執行役員を選任の上、経営企画部IR室長をIR事務連絡責任者と定めて、同部IR室が積極的なＩＲ・ＳＲ活動を行っております。
・株主との建設的な対話に関する方針：https://www.duskin.co.jp/csr/governance/shareholder/

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,641,500	5.07
日本製粉株式会社	1,800,000	3.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,757,000	3.37
ダスキン働きさん持株会	1,693,475	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,436,500	2.76
小笠原　浩方	1,415,470	2.72
ダスキンＦＣ加盟店持株会	1,039,500	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,007,800	1.93
株式会社三井住友銀行	840,000	1.61
株式会社モスフードサービス	760,000	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 忠司	他の会社の出身者											
片田 純子	他の会社の出身者											
善積 友弥	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 忠司	○	株式会社ワコールにおいて要職を歴任。2015年6月当社社外取締役に就任。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	株式会社ワコールの取締役専務執行役員として企業経営における豊かな経験と高い見識を有しており、また、同社在職中の人事企画や国際業務企画等の分野における豊富な業務経験から、当社の経営に客観的且つ広範な視野からの有益な助言が望め、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。なお、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。

片田 純子	○	会社経営に関与された経験はありませんが、長年の生協活動により消費者問題に精通。2015年6月当社社外取締役に就任。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	消費者問題に精通していることから商品・サービスの開発プロセスで消費者の視点からの提言により、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。なお、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
善積 友弥	○	味の素株式会社において要職を歴任。2017年6月当社社外取締役に就任。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	味の素株式会社の取締役常務執行役員として企業経営における豊かな経験と高い見識があり、同社在職中にはグループ全体の生産戦略立案、中期経営計画策定、M＆A戦略推進等に関与された他、北米本部長、味の素ノースアメリカ社社長として同社の北米事業全体の統括及び北米現地法人の事業を統括された経験を有しておられます。これらの経歴から、当社の経営に客観的且つ広範な視野からの有益な助言が望め、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。なお、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役評価検討会	3	0	0	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役評価検討会	3	0	0	2	0	1	社外取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として、社外取締役2名、社外監査役1名の独立役員のみで構成する取締役評価検討会を設置しており、執行役員及び取締役候補者の選任、並びに報酬の決定に際し、取締役会からの諮問に応じて必要な助言を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、監査部は、緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要が認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的な監査に努めることとしております。当社では、代表取締役直轄の業務監査部門として監査部を設け、監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。なお、常勤監査役と監査部は、毎月1回定期的に活動報告のための会合を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
織田 貴昭	弁護士													
川西　幸子	公認会計士													
荒川　恭一郎	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
織田 貴昭	○	1988年弁護士登録。三宅合同法律事務所入所。（現弁護士法人三宅法律事務所）2014年6月当社社外監査役に就任。同年同月、独立役員に指定。新日本理化株式会社社外取締役（取締役監査等委員）。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	弁護士としての高い見識と豊富な実務経験から、法務面からの専門的見地に立った提言・助言により、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため社外監査役に選任しております。また、弁護士法人三宅法律事務所で弁護士を務めており、また新日本理化株式会社の社外監査役でありますが、いずれも当社との取引関係はなく、また、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
川西　幸子	○	1981年日本ハネウェル・インフォメーション・システムズ株式会社入社。1988年サンワ・等松青木監査法人入所、1992年公認会計士登録。2000年株式会社インターネットディスクロージャー専務取締役就任。2016年6月当社社外監査役に就任。同年同月、独立役員に指定。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	民間会社での勤務、サンワ・等松青木監査法人での公認会計士としての経験を経て、株式会社インターネットディスクロージャーを創業する等、公認会計士及び会社経営者としての豊富な経験と高度な見識を有しており、独立した客観的な視野からの有益な助言が望め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するIR・SR戦略の構築、コーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。また、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
荒川　恭一郎	○	1992年太田昭和監査法人入所、1997年公認会計士登録。同年7月KPMGセンチュリー監査法人入所。2016年6月当社社外監査役に就任。同年同月、独立役員に指定。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	公認会計士として太田昭和監査法人、KPMGセンチュリー監査法人に勤務する間、北京駐在時に中国の国情や文化の見聞を広め、同時に幅広い人脈を形成する等の十分な実績を積んでおり、現在は株式会社ベストパートナーズ代表取締役社長であります。この豊富な経験と高度な見識は、独立した客観的な視野からの有益な助言が望め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するM&A等の企業再編戦略の構築、コーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。また、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役候補者は、当社グループと特別の利害関係がなく、独立性を保つことができ、また、取締役会の監督・助言機能の実現のために不可欠なビジネスキャリアや専門的知見を有する人物であって、且つ当社が経営の透明性、健全性、手続きの公正性を保持する上で多面的な視点から有益な助言を求め得る人材を取締役会が選任いたします。
社外監査役候補者は、当社グループと特別の利害関係がなく、独立性を保つことができ、また、取締役会の監督・助言機能の実現のために当社が必要とする法律、会計、内部統制、組織再編等の分野で豊富な経験と高い知見を有する人物について、監査役会の同意を得た後、取締役会が選任いたします。
また当社は、東京証券取引所の独立性基準を準用した当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」を設けており、当社ウェブサイト上に開示しております。

・社外役員の独立性に関する基準：https://www.duskin.co.jp/csr/governance/corporate/

なお、現任の社外取締役（3名）、社外監査役（3名）全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役と執行役員（取締役兼務者を除く）が、株主と株価変動のリスクとリターンを共有することを通じて、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を更に高めることを目的としております。この「株式報酬型ストック・オプション」は、基本報酬の一部に代えて年額50百万円以内で新株予約権を割り当てるものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役と執行役員（取締役兼務者を除く）に対して、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年3月期における取締役に対する役員報酬等は以下の通りであります。
役員報酬等の総額　　取締役　320百万円（内、社外取締役　23.2百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬と賞与の2種類で構成された当社取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定されます。各取締役（社外取締役を除く）の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が「取締役評価・選任制度」の規定に沿って貢献度評価（担当部門業績定量評価、定性評価）を行い、取締役会に諮ります。取締役会は、外部調査機関による役員報酬調査データを元に、当社の現行制度・水準を、規模や業種・業態の類似する企業と比較検討し、また、諮問機関である取締役評価検討会に意見を求める等、議論を尽くして報酬額を決定いたします。
なお、取締役兼務者を除く執行役員については、担当部門の業績評価に基づき社長執行役員が評価を行い、取締役会が取締役評価検討会の意見も参考にして決定いたします。
更に、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員が、株主と株価変動のリスクとリターンを共有することで、当社の継続的成長と中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的に、基本報酬の一部に代えて年額50百万円以内で新株予約権を割り当てる「株式報酬ストック・オプション」を導入しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役とも取締役会事務局である社長室がサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置型の統治機構を採用しております。

①取締役会

取締役会については定期的若しくは毎月1回開催し、当社グループの経営上の重要な事項についての意思決定を行うと共に、業務執行の監督を行っております。当社は、経営の健全性、効率性、実効性を保持すると共に、多岐に亘る事業領域における高度な経営判断を行う条件を整えるべく、全体としての能力、経験、略歴、性別等のダイバーシティを考慮して取締役の員数を12名以内としております。
社内取締役は、経営理念、企業行動指針、中長期的な成長戦略等に照らして取締役に求められる要件に合致した者から選抜し、また、社外取締役は、企業経営者、有識者等であって、当社と特別利害関係のない独立性の高い人材を、経験、見識、視点の多様性等を考慮して複数名招聘することとしております。
取締役は、経営環境の変化に迅速且つ的確に対応した経営判断を行うことを重視し、会社の業務に精通した社内取締役6名及び社外取締役3名（3名全員が独立役員）の構成となっております。

②監査役会

監査役会は、財務・会計及び法務・コンプライアンスに見識のある常勤監査役2名及び公認会計士、弁護士としての高い専門性を有する非常勤の社外監査役3名（3名全員が独立役員）の体制で、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して経営の監視を行っており、毎月1回定期的に監査役会を行っております。

③社外役員会議

社外役員がその独立性に影響を受けることなく適切に情報を収集し、透明、公正且つ客観的な立場から経営の監督機能を発揮すると共に、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する有益な意見を表明することを目的として、取締役会の諮問機関である社外役員会議を設置しております。

④取締役評価検討会

取締役会の諮問機関として、社外取締役2名、社外監査役1名の独立役員のみで構成する取締役評価検討会を設置しており、執行役員及び取締役候補者の選任、並びに報酬の決定に際し、取締役会からの諮問に応じて必要な助言を行っております。

⑤内部監査

代表取締役直轄の業務監査部門として監査部を設け、監査計画に基づく内部監査を実施しております。

⑥会計監査

当社は法令に基づき、会計監査人である新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。同監査法人は、業務執行社員の交代制度を導入しており、特定の業務執行社員が当社の会計監査に法令で定められる一定期間を超えて関与することはありません。

⑦情報開示

種々ステークホルダーへの説明責任を果たし経営の透明性を高めると共に、当社への理解を促進して適正な評価を得るために、公正且つ適時適切な情報開示の充実に努めております。また、株主等の意見を経営に活かしていくことは、事業価値の継続的発展に不可欠であり、積極的なIR活動を通じて得る意見・要望を、経営陣へフィードバックし適切に経営に反映しております。

（2）業務執行

①取締役会による経営の意思決定

取締役会は定期的若しくは毎月1回以上開催し、当社グループの経営に重要な影響を与える案件について審議、決裁を行い、特に、判断が難しい案件については討議のみを目的とした審議を実施した上、次回以降の開催時に決裁を行っております。なお、取締役9名のうち3名の社外取締役を選任しており、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。また、経営環境の変化等に迅速に対応すると共に、経営陣の責任をより明確化するために取締役任期は1年としております。

②執行役員会議

取締役会で決定された経営方針に基づき社長執行役員が業務を執行するに当たり、業務に関する重要事項を審議する機関として執行役員会議を設置し、毎月1回以上開催しており、情報共有も併せて行っております。

③社外取締役の機能及び役割

当社は経営の透明性、健全性と意思決定の迅速性向上を目的としたコーポレート・ガバナンス強化の一環として社外取締役を選任し、経営の監督・助言機能の維持・向上に取り組んでおります。
当社では、この目的実現のために不可欠なビジネスキャリアや専門的知見、客観的視点から様々なステークホルダーの利益を代弁できる資質を有すると判断した人材を社外取締役として招聘いたしております。更に、経営陣幹部の選解任についても取締役評価検討会のメンバーとして積極的に関与しております。

④各種委員会

取締役会の諮問機関として、業務執行に係る3つの委員会を設置しております。

イ．ＣＳＲ委員会

企業としての社会的責任を果たすため、ＣＳＲに関わる優先事項や取り組むべき範囲を特定し推進することを目的に、年2回定期的にＣＳＲ委員会を開催しております。委員は、役付執行役員、ＣＳＲ活動テーマを所管する部門の執行役員、社外役員等で構成し、ＣＳＲに関わる中期基本方針や年次活動の特定、未対応課題への取り組み等について審議し、取締役会への上程を行うこととしております。

ロ．リスクマネジメント委員会

当企業集団におけるあらゆるリスクの発生を事前に把握し対応策を講じると共に、万一リスクが発生した場合に蒙る被害を回避又は

最小化することを目的として「リスクマネジメント基本規程」を定めて運用しており、本社、事業（本）部、関係会社各々にリスクマネジメントを実施する責任者を設置しております。また、取締役会の諮問機関としてリスクマネジメント委員会を設置しており、年2回定期的に委員会を開催しております。なお、企業集団に及ぼす影響が高いリスクが発生した場合は対策本部を設置することとしています。

ハ．コンプライアンス委員会

当企業集団のコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目的として、「コンプライアンス委員会規程」を定め、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。委員は、取締役会決議をもって選任された取締役、執行役員、監査役、労働組合委員長及び弁護士で構成し、委員長は役付執行役員である者の中から委員の互選により選定されます。定期的な会合の中で諸問題に対するコンプライアンス側面から見た改善提言を行うと共に、制度、規程改定等に反映しております。

⑤経営戦略会議

全体的な経営戦略、事業ポートフォリオ、経営資源の配分等について、全役員及び事業部長が中長期的視点で討議する場として経営戦略会議を年2回定期的に開催しております。結果を共有し、総力を集結して中期経営方針に取り組み、長期ビジョンの成就を目指しております。

⑥予算進捗会議

各事業部門の予算執行状況及びその乖離状況を的確に把握し、対応策等の討議を行うと共に、情報の共有を図ることを目的として毎月1回予算進捗会議を開催しております。

⑦法務面

法務面につきましては、弁護士法人淀屋橋･山上合同と顧問契約を締結し、必要に応じ法律全般についての助言と指導を受けております。

（3）監査･監督

①監査役制度に基づく経営の監視

監査役は、各種会議に出席したり稟議閲覧等により、日頃から事業環境や社内事情等の情報を収集すると共に、幅広い知識向上にも努めて、出来る限り広い見地に立って積極的に取締役会で意見を述べております。また、監査役会は定期的（年4回）に代表取締役との会合を持ち、経営方針、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等を確認すると共に、監査上の課題等に関して意見交換、情報共有を行い、客観的な立場で意見の進言を行っております。

②監査役の機能強化に係る取り組み状況

・常勤監査役は、会社業務に精通し、財務及び会計、経営管理に相当程度の知見を有する者及び法務･コンプライアンスに見識のある者が就き、また社外監査役は、法務面、財務･会計面の専門的見地からのチェックが働くよう、専門家（公認会計士、弁護士）を選任しております。

・監査役5名のうち3名の社外監査役を選任しており、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

・監査役は、監査部その他の従業員に対し、業務補助を行うよう命令できるものとしており、また、職務の遂行上必要な場合は、従業員を取締役から独立させて業務を行うよう指示できるものとしております。

③監査部の設置

代表取締役直轄の業務監査部門として監査部を設け、監査計画に基づく内部監査を実施しております。監査部は、独立した立場で、全部門を対象にして客観的な監査を実施し、定期的に代表取締役に報告すると共に、対象部門に対して業務改善を目的とした勧告を行っております。

④会計監査人

当社は法令に基づき、会計監査人である新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。同監査法人は、業務執行社員の交代制度を導入しており、特定の業務執行社員が当社の会計監査に法令で定められる一定期間を超えて関与することはありません。

⑤相互連携

監査役、会計監査人、監査部、法務･コンプライアンス部、経理部、品質保証･リスク管理部は、緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要が認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的な監査に努めることとしております。
また、代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見交換しております。

（4）関係会社におけるコーポレート･ガバナンスに関する施策の状況

関係会社につきましては、その自主性を尊重しつつ、当社の主管部署が「関係会社管理規程」並びに「稟議規程」に基づき指導、助言を行うと共に統括管理しております。

取締役会の開催

①取締役会は、各社の「取締役会規程」に基づいて定期的に開催し、経営に重要な影響を与える案件について審議、決裁を行っております。

②当社の「稟議規程」と整合性を持った各々の関係会社毎の「稟議規程」を制定し、これを遵守しております。

③監査役及び当社監査部が業務監査を実施し、規程、マニュアル等の運用状況を確認、指導を行っております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。業務執行者を兼務する取締役の相互監視及び独立役員であり客観性が高い監査が可能な社外監査役と当社の事業内容に精通し、尚且つ高い情報収集力を持つ社内（常勤）監査役が、精度の高い監査を実施する現在の経営監視体制は、お客様視点に立った経営を推進し、健全で効率的な業務執行を行う体制として最も実効性があり、経営環境の変化に対する迅速且つ的確な対応に最も適合していると判断しております。
更に2018年度からは執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲を進める等、経営のスピードアップ及び統治機能の更なる充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会議案に係る株主の検討時間を確保するため、招集通知の早期発送（原則、株主総会開催日の3週間前の発送）、証券取引所及び当社ウェブサイトにおける発送前電子開示（原則、株主総会開催日の4週間前の開示）、議決権電子行使（パソコン、タブレット端末、スマートフォン）の導入、議決権電子行使プラットフォームの参加等の環境整備を図っております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を株主との建設的な対話の場として認識しており、開催日について予てより開催集中日と目される日を回避した日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権の電子行使を可能とするための環境づくりとして、2007年6月の定時株主総会より採用しており、株主名簿管理人である三井住友信託銀行のシステムを利用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の改善に取り組んでおり、また、高度情報化社会に対応した株主総会運営を推し進めるべく、インターネット（パソコン、タブレット端末、スマートフォン）等を活用した招集通知の閲覧、議決権行使等の環境を整備し、株主の利便性向上に努めております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の一部英訳化を行い、証券取引所、当社ウェブサイト、議決権電子行使プラットフォームにて開示しております。
その他	2007年6月の定時株主総会より、当社ウェブサイトに招集通知、並びに決議通知を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	信頼される誠実な企業を目指して、社会に対して責任ある行動をとるための従業員の行動指針として「ダスキン行動基準」を定め、当社及び当社従業員が目標とする姿を示し、当社が目指す理想の姿に向かって努力することを宣言し約束しております。 その基本的な考え方に基づきディスクロージャー・ポリシーを定め、当社ウェブサイトにも開示しております。 ・ディスクロージャー・ポリシー： https://www.duskin.co.jp/ir/policy/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として半期に1回の割合でアナリスト、機関投資家向けの説明会を実施することとしております。説明会においては、代表取締役自らが決算情報、中期経営方針の概要・進捗状況等について、図表等を用いてわかりやすく説明することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR説明会で使用した資料をはじめ、決算短信、業績ハイライト、経営戦略等や投資家に有用と思われる非財務（所謂ＥＳＧ要素を含む）情報についても当社ウェブサイト等に開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部IR室担当執行役員をIR担当の責任者、IR全般の担当を同部IR室、同部IR室長をIR事務連絡責任者と定めて積極的なIR活動を行っております。 同部IR室は、関連各部門と緊密な連携を図り、株主、投資家に対するIR活動を通じて、投資判断に必要な経営情報を正確且つ積極的に開示すると共に、株主、投資家と積極的に対話できる環境を作り、資本市場における信頼の確保に努めております。	

その他	情報伝達の迅速性、公平性を考慮し、当社のウェブサイトを利用して、当社を取り巻く環境、安全・安心、コンプライアンス等への取り組み状況やニュース、トピックス等積極的に開示しております。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	信頼される誠実な企業を目指して、社会に対して責任ある行動を取るための従業員の行動指針として「ダスキン行動基準」を策定し、その中で6つのステークホルダー別に役員を含む全従業員が目標とする姿を40の行動基準として示し、当企業集団が目指す理想の姿に向って努力することを宣言し約束しております。なお、行動基準については、趣旨を鑑み当社ウェブサイト上にも開示しております。 ・ダスキン行動基準： https://www.duskin.co.jp/csr/governance/compliance/kijun.html
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全と企業経営の両立に全力で取り組み、事業活動において安全、安心で環境保全に配慮した商品・サービスの提供を通じて、健康で豊かな生活環境づくりに貢献することを目指して、「ダスキン環境方針」を策定しております。この方針に基づき「環境管理規程」を定め、最高環境責任者の下、全社的な環境保全活動を展開しております。また、「ダスキン統合レポート」（2014年以前は「環境報告書」）を年1回発行し当社ウェブサイトにおいて、環境方針共々開示しております。 ・環境方針： https://www.duskin.co.jp/csr/ecology/management/ ・ＣＳＲ： https://www.duskin.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高め、株主、投資家等をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価を得るために、積極的且つタイムリーで公平な情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

●業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社及び当社の子会社（以下、当企業集団という）は、「道と経済の合一」を目指すことを経営の根幹とし、経営理念の実現に向けその行動指針として下記の「行動宣言」及び具体的な行動基準として「ダスキン行動基準」を策定し、業務運営の指針とする。

＜行動宣言＞

「信頼される誠実な企業」を目指して

・私たちは常に、お客様の立場に立って行動します。

・私たちは常に、法律を守って行動します。

・私たちは常に、社会の良識にかなった行動をとります。

・私たちは常に、自分に対して誇りを持てる行動をとります。

(2) 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、当企業集団の取締役、執行役員（以下、取締役等という）及び使用人に対する行動基準の周知・徹底に努め、毎年取締役等及び使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する他、各部門及び子会社は、法令等を遵守することはもとより自主的に定めた安全・安心基準に従い業務を遂行する。

②当企業集団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

③当社は、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、社外弁護士も参加する取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会を設置し、当企業集団全体のコンプライアンスに関する体制・規程・年度計画・研修計画等を審議する他、ホットライン制度の運用等を討議する。

(3) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当企業集団は、各社「取締役会規程」に従い、法令・定款に適合する取締役会を開催し、議事録を作成して保管し、その他、取締役等の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い文書(電磁的記録を含む)の作成・取り扱い・保管・保存・廃棄等を行う。これらの文書・電磁的記録については、「情報システムセキュリティ規程」を定めて情報の取り扱い・保管・セキュリティに関する適切な運用を図る。

(4) 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当企業集団全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント基本規程」に基づき、事務局、リスク管理部門及びリスクマネジメント部門責任者を定める。事務局は、リスクマネジメントに関わる全ての運営及び事務を統括し、当企業集団全体のリスクを網羅的に管理する。リスク管理部門は、グループ単位で設置し、部門自らが行うリスクマネジメント活動を推進する。また、定期にリスクマネジメント委員会を開催し、当企業集団全体のリスクマネジメントに関する体制・年度計画・重要な課題について審議・報告を行う。

②当社は、規模や業態等に応じて子会社にリスクマネジメント責任者を設置し、各社のリスクマネジメントを推進する。子会社においてリスクが顕在化した場合にはリスク管理部門と連携して対策に当たる。

③当社は、「品質管理規程」に基づいて、安全で安心、環境保全に配慮した商品・サービスを提供する。品質保証に関する政策・方針を定期的に開催するＣＳＲ委員会で審議し、その方針に基づき提供する商品・サービスの企画・開発から市場導入までのプロセスにおいて必要な確認を行い、安全性の確保に努める。

④当社は、不測の事態や危機の発生時に当企業集団の事業の継続を図るため、事業継続計画を策定する。

⑤当社は、当企業集団のアルバイト社員・派遣社員までその対象を拡げた「ホットライン規程」に基づくホットライン制度を設けて、社内通報先と してコンプライアンス室、社外通報先として弁護士事務所を設置して運用する。

(5) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当企業集団は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うと共に各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等を報告させることにより、業務執行状況の監督等を行う。

②当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門及び子会社の事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

③当社は、重要な事業計画の進捗や予算の実績管理を行うため、定期に予算進捗会議を開催し、各部門及び子会社の経営数値の進捗把握と適正な修正を行う。

④当社は、取締役会からの権限委譲による業務執行の判断・行動のスピード向上を図ると共に、取締役会の意思決定・監督機能を更に強化するために、執行役員制度を採用する。

(6) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行しうるよう指導・助成し、相互の利益を増進するため、また、重要案件についての取り扱いや報告等に関して、「関係会社管理規程」を定める他、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置して、円滑な運営の指導に当たると共に子会社各社の「稟議規程」や「情報システムセキュリティ規程」等、当社と整合性をもった各種規程を整備するよう指導する。

②監査部は、定期的に子会社の内部監査を実施する。

③当社は、担当取締役等が出席する子会社の連絡会等を開催し、経営数値その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認・指導する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制
①当企業集団は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、関連規程の整備等社内体制の充実を図る。

②当企業集団の取締役等及び使用人は、内部統制を構築及び運用し、適正な会計処理に基づいた財務報告を作成する。監査部は、定期的且つ継続的に、その有効性を評価し、代表取締役、監査役及び取締役会へ報告する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、監査部その他の使用人に対し、業務補助を行うよう命令できるものとする。また、職務の遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役等から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。

(9) 当企業集団の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
①監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会議・予算会議等重要な会議又は委員会に出席すると共に、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当企業集団の取締役等、監査役又は使用人(以下、役職員という)にその説明を求めることとし、役職員は速やかに適切な報告を行う。

②当社は、当企業集団の役職員が法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当社監査役又は監査役会に報告する体制を整備する。

③当社は、監査役へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換する。また、会計監査人についても定期的な会合を持ち意見交換を行う。

②監査役は、監査部と緊密な連携を保つと共に、経理部、総務部、法務・コンプライアンス部その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができる。

③当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

●業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
(1) 職務執行の適正の確保に対する取り組みの状況
①取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会を、2018年度は4回開催し、内部通報制度の運用状況確認や法令遵守意識の定着・浸透及び法令違反の発生を未然防止するための様々な計画を審議いたしました。

②「経営理念」「ダスキン行動基準」の周知・徹底を図るべく毎年役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。2018年度は、「お客様」・「従業員」コンプライアンスを重点テーマといたしました。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況
①リスクマネジメント体制の維持・向上のため、常設機関として設置しているリスクマネジメント委員会において、当企業集団全体を対象としたリスク管理を行っております。2018年度は2回開催し、リスクマネジメントに関する年度計画、発生リスクの原因及び対応策について審議・報告し、本社被災時の対応について見直しを実施いたしました。

②各部門にリスクマネジメント部門責任者を設置し、抽出された重要なリスクへの対応について、毎年対策の達成レベルや効果等を確認し、評価を実施しております。また、子会社に関するリスク対応範囲も順次拡大し、対応策の実施状況の確認及び2019年度に向けてのリスクの洗い出しを実施いたしました。

③社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置して運用しております。また内部通報に関する社内規程において、情報提供者が保護される体制を整備しております。

(3) 取締役の職務執行の効率性確保に対する取り組みの状況
①取締役会は、2018年度は20回開催いたしました。重要な審議事項については担当取締役より社外役員へ事前説明し、審議の活性化を図っております。

②重要な事業計画の進捗や予算の実績管理を行うため、定期に予算進捗会議を開催しております。2018年度は、9回開催いたしました。

(4) 当企業集団における業務の適正の確保に対する取り組みの状況
①当企業集団の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目的を効果的に達成するため、監査部は年間の監査計画に基づいて業務執行が適正且つ効率的に行われているかを監査しております。2018年度は、子会社21社に対して監査を実施いたしました。

②各子会社の事業の状況については、取締役会及び予算進捗会議において報告され、情報の共有を行いました。

(5) 監査役に報告する体制及び監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況
①監査役は、取締役会の他、予算進捗会議等重要な会議又は委員会に出席すると共に、稟議書等を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求め、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けております。なお、万一、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合は、リスク管理室から報告を受ける体制を整備しております。

②監査役は、代表取締役をはじめ、各取締役と定期的に意見交換を行う他、会計監査人及び監査部その他の使用人等と適切に連携し、監査の実効性向上を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨みます。これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要について

(1)適時開示に係る基本姿勢

当社及び当社グループは、適時適切な情報開示が、健全な金融商品市場の根幹をなすものであり、且つ中長期的な企業価値向上につながるものであるとの認識に立ち、情報開示に当たっては公正性、健全性、迅速性の確保に努めております。社内外で起こり得る当社の業務運営、業績に関する情報について、関係諸法令、適時開示規則、社内諸規則に則り速やかな開示を行う他、それら法令等において開示義務が定められていない情報についても、その重要性を総合的に検討の上判断して、積極的に開示する方針としております。

(2)適時開示に係る体制

①ディスクロージャー・ポリシー

適時開示に係る基本姿勢に則り「ディスクロージャー・ポリシー」を定めて、ウェブサイト上に開示しております。

・ディスクロージャー・ポリシー：https://www.duskin.co.jp/ir/policy/disclosure/

②規程の整備

投資判断に必要な情報の適時開示が迅速、正確に行えるよう「インサイダー情報管理規程」並びに「インサイダー情報取扱細則」を定めており、業務、運営、業績等に関する情報の一切が情報取扱責任部署である経営企画部（IR室）に集約され、一元管理される体制を構築しており、情報取扱責任部署の担当執行役員を情報取扱責任者と定めております。なお、この規程及び細則は、社内ネットワーク上に掲示し、役員及び従業員が常時閲覧可能な状態としております。

③情報収集

情報の報告遅れ等による開示必須情報の開示遅れ・漏れを防ぐ目的に加えて、開示に必要な詳細情報を収集する等の目的で、IR室長は社内の重要な会議に出席する他、必要に応じて社内稟議を閲覧したり、関連各部門と緊密な連携を図っております。

④公表手続き

「インサイダー情報管理規程」に基づき、内容によって以下のとおりの取り扱いとしております。

イ. 決定事実　・・・当社及び子会社で決定した重要な事実につきましては、経営企画部及び広報部が当該情報の内容を確認の上公表すべき内容かどうかの検討を行い、代表取締役に諮った上で公表することとしております。

ロ. 発生事実　・・・当社及び子会社で発生した重要な事実につきましては、リスク管理を担当する執行役員及び危機対策本部、情報取扱責任者、経営企画部、広報部が当該情報の内容、精度を確認の上、公表すべき内容かどうかの検討を行い公表することとしております。

ハ. 決算情報等・・決算情報に関しては経理部が、業績予想に関しては経営企画部が取締役会に申請し、承認された情報を経営企画部、広報部が公表することとしております。

⑤役職員教育

「インサイダー情報管理規程」に基づき、情報取扱責任部署が役職員に対して定期的に研修を行う等、情報管理・適時開示、並びにインサイダー取引未然防止の周知徹底を図っております。

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

